

CE マーキング入門シリーズ その4 「CE マーキング RoHS 指令」 追加情報

P.5	(3)適用範囲外 2017年11月のRoHS2改正により、「k. パイプオルガン」が追加されました。
P.7	玩具について 参考情報 (海外規格FAQ「欧州RoHS指令」他法規制 Q44) https://www.iri-tokyo.jp/site/mtep/rohs-general-others.html
p.8	(3)適用除外の適用期間 参考情報 (海外外規格FAQ「製品含有化学物質」適用除外の有効期限について) https://www.iri-tokyo.jp/site/mtep/chemical.html
P.13~21	整合規格 技術文書に関する整合規格が2021年11月18日よりEN 50581からEN IEC 63000に切り替わります。 https://eur-lex.europa.eu/eli/dec_impl/2020/659/oj
P.30~33	認可対象候補物質リストに記載されている物質について 認可対象候補物質リストに記載されている物質をSVHCと呼んでいましたが、最近では広い意味でのSVHC(高懸念物質)と区別するため、認可対象候補物質リストに記載されている物質はCL物質(Candidate List of substances of very high concern for Authorization)と呼ばれるようになりました。

「免責事項」

- ※ 本資料で提供している情報はご利用する方々の判断・責任において使用ください。
- ※ 本資料で提供した内容に関連して、利用者が不利益等を被る事態が生じたとしても、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター、広域首都圏輸出製品技術支援センターならびに執筆者は一斉の責任を負いません。
- ※ 本資料は2021年5月時点の情報に基づくものであり、最新情報は関係機関発行の原文により判断ください。